京都府公安委員会告示 第 194 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 11月 27日

京都府公安委員会

委員長 池坊 由紀

2 聴聞の場所 京都市上京区下長者町通新町西入薮之内町

85番地3

京都府警察本部 聴聞聴取会場